

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.15
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	西島 修
【住所又は本店所在地】	埼玉県入間市
【報告義務発生日】	平成30年11月6日
【提出日】	令和元年10月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	重要な契約の変更 提出者1の単体保有割合が1%以上減少したこと 提出者3の単体保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社省電舎ホールディングス
証券コード	1711
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	西島 修
住所又は本店所在地	埼玉県入間市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	友愛不動産株式会社
勤務先住所	東京都中央区銀座6丁目16番12号 丸高ビル

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社省電舎ホールディングス 管理本部長 田中 圭
電話番号	03 - 6821 - 0004

(2)【保有目的】

安定株主として保有

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）		100,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A		-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	100,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			100,000
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年11月6日現在）	V	2,802,173
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.00

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年11月6日	普通株式	100,000	3.57	市場外	処分	代物弁済

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成29年10月10日付「貸株契約」(株券の消費貸借契約)により堀篤に対し16万株を貸し付けていたが、内10万株については、平成30年11月6日、西島修の堀篤に対する当該株式の返還請求権を、堀篤の西島修に対する求償債権(堀篤が西島修を主債務者とする連帯保証債務を履行したことにより生じた求償債権)へ代物弁済して両債権を消滅させたため当該株式の返還請求権は消滅した。

平成29年11月29日付「貸株契約」(株券の消費貸借契約)に基づき、堀篤に対して4万株を貸し付けた。

発行会社の第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書記載の「大株主の状況」の所有株式数は、西島修及び株式会社West Blue0株、堀篤10万株とされ、変更報告書の株券等保有割合と齟齬を生じている。これは上記有価証券報告書の所有株式数の算定にあたり、同3名の株式に対する実質的な支配力を考察した結果、貸株により実質的な支配力を失っていると判断された同報告書提出時点の西島修及び株式会社West Blueの各20万株と堀篤の30万株については、同報告書の所有株式数から控除されたことによる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	49,600
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	49,600

(注) 保有する20万株の単価を99,200千円÷20万株の496円として、それに10万株を乗じた49,600千円を99,200千円から控除した。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社West Blue
住所又は本店所在地	東京都千代田区内神田一丁目2番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

【法人の場合】

設立年月日	平成28年12月8日
代表者氏名	西島 修
代表者役職	代表取締役
事業内容	コンサルティング業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社West Blue 取締役 藤吉 大輝
電話番号	03 - 4405 - 6650

(2) 【保有目的】

安定株主として保有

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	200,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 200,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		200,000
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	0
--	---	---

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月6日現在)	V	2,802,173
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.00

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成29年11月6日付「貸株契約」(株券の消費貸借契約)に基づき、堀篤に対して20万株を貸し付けた。

発行会社の第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書記載の「大株主の状況」の所有株式数は、西島修及び株式会社West Blue0株、堀篤10万株とされ、変更報告書の株券等保有割合と齟齬を生じている。これは上記有価証券報告書の所有株式数の算定にあたり、同3名の株式に対する実質的な支配力を考察した結果、貸株により実質的な支配力を失っていると判断された同報告書提出時点の西島修及び株式会社West Blueの各20万株と堀篤の30万株については、同報告書の所有株式数から控除されたことによる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	137,400
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	137,400

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者(大量保有者)/3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	堀 篤

住所又は本店所在地	東京都港区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社員
勤務先名称	株式会社省電舎ホールディングス
勤務先住所	東京都港区芝大門2-2-11 泉芝大門ビル1階

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社省電舎ホールディングス 管理本部長 田中 圭
電話番号	03 - 6821 - 0004

(2) 【保有目的】

取得した株式を利用した資金調達

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	100,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計（株・口）	0	100,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T			100,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年11月6日現在）	V	2,802,173
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		3.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		14.53

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年11月6日	普通株式	300,000	10.71	市場外	処分	代物弁済

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>平成29年10月10日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）により西島修から16万株を借り入れていたが、内10万株については、平成30年11月6日、西島修の堀篤に対する当該株式の返還請求権を堀篤の西島修に対する求償債権（堀篤が西島修を主債務者とする連帯保証債務を履行したことにより生じた求償債権）へ代物弁済して両債権を消滅させたため当該株式の返還請求権は消滅した。</p> <p>平成29年11月6日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）に基づき株式会社West Blue（以下「WB」）から20万株を借り入れた。</p> <p>平成29年11月6日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）に基づき平原宏一氏に対して20万株を貸し付けていたが、平成30年11月6日、堀篤の平原氏に対する当該株式の返還請求権を平原氏の堀篤に対する貸金債権へ代物弁済して両債権を消滅させたため当該株式の返還請求権は消滅した。</p> <p>平成29年11月29日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）に基づき、西島修から4万株を借り入れた。</p> <p>平成29年12月27日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）に基づき株式会社家電修理センターに4万株を貸し付けていたが、平成30年11月6日、堀篤の同社に対する当該株式の返還請求権を同社の堀篤に対する貸金債権へ代物弁済して両債権を消滅させたため当該株式の返還請求権は消滅した。</p> <p>平成30年1月10日付「貸株契約」（株券の消費貸借契約）に基づき平原宏一氏に6万株を貸し付けていたが、同年11月6日、堀篤の平原氏に対する当該株式の返還請求権を平原氏の堀篤に対する貸金債権へ代物弁済して両債権を消滅させたため当該株式の返還請求権は消滅した。</p> <p>発行会社の第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書記載の「大株主の状況」の所有株式数は、西島修及びWB0株、堀篤10万株とされ、変更報告書の株券等保有割合と齟齬を生じている。これは上記有価証券報告書の所有株式数の算定にあたり、同3名の株式に対する実質的な支配力を考察した結果、貸株により実質的な支配力を失っていると判断された同報告書提出時点の西島修及びWBの各20万株と堀篤の30万株を所有株式数から控除したことによる。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 西島 修
- (2) 株式会社West Blue
- (3) 堀 篤

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	400,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 400,000	P	Q

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	300,000
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	100,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	0

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月6日現在)	V	2,802,173
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		3.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.53

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
西島 修	0	0.00
株式会社West Blue	0	0.00
堀 篤	100,000	3.57
合計	100,000	3.57